

第8回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会 都市調和部会 議事録

●開催日時：令和7年8月28日（木） 18時00分～18時40分

●開催場所：市役所 第1委員会室

●出席者

部会長	富永史人
副部会長	荒川昌伸
部会員	鈴木雄登
庁内検討委員	部会長：田上和彦 副部会長：中島 崇
事務局	企画調整G：近間聰史 服部将大 市民協働G：大内拓海 坂上竜也 菅原大知

●欠席者

部会員	千葉 茂 工藤保秋 西尾拓也 寺崎健二
-----	---------------------

◆議題：①総合計画第4期基本計画【第4章】（案）について

◆配布資料：（1）総合計画第4期基本計画【第4章】（案）

【都市調和部会】

議題1 総合計画第4期基本計画【第4章】（案）について

（部会長）

それでは、議題（1）「総合計画第4期基本計画 第4章（案）」についてですが、令和6年度に、総合計画第4期基本計画「第4章」に係る体系図について、委員の皆様には複数回にわたり、各テーマ毎に協議していただき、令和7年2月に事務局で第4期基本計画の体系図をとりまとめています。

その後、市の庁内検討委員会において体系図をもとに、具体的な文案などの協議を進めてもらっていました。

本日は、協議等を踏まえてとりまとめた第4期基本計画「第4章」（案）について、「節」ごとに事務局より情報提供がありますので、事務局より内容についてご説明を

お願いします。

(事務局_企画調整G)

7月24日（木）の全体会議において、進捗状況について情報提供させていただきましたが、登別市市民自治推進委員会都市調和部会の委員の皆様には、第4章に関する、10年間のまちづくりについて、市の担当職員も部会に出席しながら意見交換等させていただき、令和7年2月に第4章の体系図をとりまとめました。

本日は、とりまとめた体系図をもとに庁内検討委員会で協議を進め、作成しました具体的な文案等について、各政策（節）ごとにご説明させていただきます。

まず、基本計画のつくりを改めてご説明しますと、とりまとめた体系図は「節」「施策」「基本的な方向」「主要な施策」となっており、各々に考え方をお示し、その考え方の文案を庁内検討委員会でとりまとめたところです。

それでは、第4章－第1節「暮らしやすい快適なまちをつくる」についてですが、都市空間づくりや景観形成に関する施策が位置づいており、基本的な考え方には、人口減少を背景に、市街地の人口密度が低下し続ければ、日常生活に必要なサービスを維持することも困難になることが予想されることから、

必要に応じた市街化区域や用途地域の見直しを行うことはもちろん、登別市立地適正化計画に基づいたコンパクトなまちづくりを推進するほか、良好な景観を保全・創出するための取組を進め、暮らしやすい快適なまちをつくることをお示ししています。

次に、施策の目標や目標への接近度を測る指標についてですが、各施策ごとに目標を掲げており、その目標の達成度を測るための指標を設定しています。また、指標については、取組の効果や成果を表す指標、所謂アウトカム指標の設定を基本とし、その設定が難しい場合には取組の活動量などを表す指標、所謂アウトプット指標を設定しています。

それでは、第1節－施策1「計画的な都市空間づくり」について、基本的な方向や主要な施策の考え方には、都市機能や居住の誘導・集約等により、持続可能なコンパクトシティを目指す考え方を新たに加えたほか、第3期基本計画から引き続き、社会

情勢の変化を予測し、室蘭圏都市計画において定時で行われている市街化区域の見直しへの反映、市街化区域の見直しに合わせた用途地域の見直し、市民が生活しやすい都市形成に向けた都市施設・都市機能の適正な配置・誘導などについてお示ししています。

次に、施策Ⅰの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して指標1「地域地区の見直し回数」、指標2「区域区分の見直し回数」を設定しているほか、コンパクトなまちづくりを推進することを測る指標3「居住誘導区域内人口密度」を新たに設定しています。

次に、第1節－施策Ⅱ「良好な景観の形成」について、基本的な方向や主要な施策の考え方には、まちの文化や歴史、風土が感じられる地域性を活かした特色ある景観形成の推進や再エネ発電設備等の物件からの景観の保全などを新たに加え、お示ししています。

次に、施策Ⅱの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して景観に対する市民の満足度を測る指標1「市内全域の景観に対する満足度」とそれまでの活動量を示す指標2「景観形成に関する情報発信の回数」を設定しています。

第4章－第1節の説明は以上です。

(部会長)

事務局からの説明を踏まえて、第4章－第1節について、質問等ありますでしょうか。

(部会員)

施策Ⅰの指標3「居住誘導区域内人口密度」の目標値の設定根拠などを教えていただきたいと思います。

(庁内委員)

立地適正化計画を策定するにあたって、平成27年度国勢調査の結果に基づき、市

街化区域内の人口密度を算出したところ 34.4 人/ha となりましたので、立地適正化計画では、34.4 人/ha を維持することを目標として設定しました。

令和 17 年度は立地適正化計画の中間値であることから、34.4 人/ha という目標値をもとに、居住誘導区域の面積や人口減少率などを勘案し、令和 17 年度 36.7 人/ha と設定したところです。

(部会員)

居住誘導区域内人口は全体の人口の何%を目標とするのでしょうか。

(庁内委員)

パーセントではお示ししていませんが、平成 27 年度当時の市全体の人口密度 45.8 人/ha に対して市街化区域内の人口密度 34.4 人/ha という目標となります。

(部会員)

施策 II の指標 1 「市内全域の景観に対する満足度」について、満足度を図る方法はアンケートなどを実施するのでしょうか。

(庁内委員)

企画調整グループで実施しているまちづくり意識調査で景観に対する満足度を調査することとなります。

(部会長)

続いて、第 4 章－第 2 節について、事務局より説明をお願いします。

(事務局_企画調整 G)

続きまして、第 4 章－第 2 節「良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる」についてですが、

公園やみどり、水道、住宅などに関する施策が位置づいており、基本的な考え方には、良好な住宅が提供されるよう環境を整えることはもちろん、周辺を彩る公園や生活を支えるライフラインを含めた良好な住環境を整備することが重要となることから、民間と公共の役割分担のもと良好な住宅等が供給されるよう努めるとともに、市

民や事業者と身近な公園・みどりを守り育てる活動に取り組むほか、水道施設の整備及び安定的な事業運営に努め、良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくることをお示ししています。

次に、第2節－施策Ⅰ「快適な住環境づくり」について、基本的な方向や主要な施策の考え方には、地域の特性や市民ニーズ、利用頻度等を踏まえた公園の配置及び利用促進、民間活力を導入した公園の管理・運営やそれ以外の公園等については、町内会や民間事業者等の協力を得ながらの維持管理などに努めること、

水道事業については、災害時における安全な水の安定供給について新たに加え、計画的な施設の更新を図ることなどについて、お示ししています。

次に、施策Ⅰの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して指標1「市街化区域の市民一人あたりの都市公園面積」を設定しているほか、みどりの創出を測る指標2「公共施設等への樹木の植栽箇所数」を設定しています。

また、第3期基本計画では水道事業のハード整備に関する指標として「浄水施設の耐震化率」「上水道石綿セメント管の更新」を設定していましたが、概ね達成していることから、第4期基本計画からは指標3「配水池の耐震化率」、指標4「導水管路の耐震化率」を新たに設定しています。

次に、第2節－施策Ⅱ「良好な居住空間づくり」について、基本的な方向や主要な施策の考え方には、市民の様々な住宅需要に対応できるよう、民間と公共の役割分担を図りながら、良好な民間住宅等の供給促進に努めるほか、関係機関と連携した安全で良好な宅地供給に向けた適切な指導、市営住宅における計画的な配置、建て替え、改修、用途廃止等を進めるとともに、効率的な住宅管理体制の推進を図ることなどをお示ししています。

次に、施策Ⅱの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して、市営住宅に関する居住空間づくりを測る指標1「バリアフリー化した市営住宅の割合」、指標2「市営住宅の戸数」を設定しています。

第4章－第2節の説明は以上です。

(部会長)

事務局からの説明を踏まえて、第4章－第2節について、質問等ありますでしょうか。

(部会員)

施策Ⅰの指標2「公共施設等への樹木の植栽箇所数」について、箇所は公共施設の数ということでしょうか。

(庁内委員)

本日は関連部署は不在ですが、1つの公共施設に植栽する数ではなく、公共施設の数という意味合いであったと思います。

(部会員)

施策Ⅱの指標2「市営住宅の戸数」について、先ほどの居住誘導区域との整合性は図られているのでしょうか。

(庁内委員)

居住誘導区域内にある市営住宅の戸数としているほか、人口減少が進むことを踏まえ、目標値を上げるのではなく適切な戸数に設定しています。

目標値が996戸になることでの人口密度がどの程度かというのは、世帯毎に人数が違うため算出は難しいですが、町別の人口を算出したうえで、町別に市営住宅が何棟、何戸、平均何人居住しているかを算出し、立地適正化計画にも反映しています。

(部会長)

施策Ⅱの指標1「バリアフリー化した市営住宅の割合」について、目標値はどのように設定したのでしょうか。

(庁内委員)

バリアフリー化の改修を行っていくこともあります、市営住宅の戸数が減っていくため、既にバリアフリー化された市営住宅もあるため、割合が上がることが考えら

れるため、これを踏まえて設定しているものと考えます。

(部会長)

続いて、第4章－第3節について、事務局より説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

続きまして、第3節「道路交通網の整ったまちをつくる」についてですが、幹線道路や生活道路、地域公共交通などの施策が位置づいており、基本的な考え方については、日常生活の支えであり、産業基盤としても機能している幹線道路や生活道路の整備・改善、橋梁の適正な維持管理に努めるほか、必要に応じた幹線道路網の計画見直しに努めること、

さらに、人口減少や自家用車の普及、高齢化の進展等により地域公共交通の重要性が一層高まっていることから、既存交通手段の維持に努めることはもちろん、市民ニーズを把握しながら、新たな交通手段の可能性を含め、持続可能な交通体系の構築に努め、道路交通網の整ったまちをつくることをお示ししています。

次に、第3節－施策Ⅰ「総合的な交通網の整備」について、基本的な方向や主要な施策の考え方には、道路交通の円滑化や災害時の避難路や物資輸送路といった防災機能等の役割を担う幹線道路網の計画見直し及び整備・改善、損傷状況や交通量、市民要望等の総合的な判断による計画的な生活道路等の整備、橋梁の長寿命化を図るほか、広域的な取組も含めた、バス路線の確保や市民ニーズ等を把握しながら公共交通空白地域に対する移動支援策の検討を進めることなどをお示ししています。

次に、施策Ⅰの目標への接近度を測る指標については、第3期基本計画から継続して指標3「幹線道路の整備率」を設定しているほか、橋梁の長寿命化や市道の整備を測る指標1「計画期間内に改修する橋梁数」、指標2「計画期間内に改修する市道延長」、地域公共交通サービスの満足度を測る指標4「公共交通サービスの満足度」を新たに設定しています。

第4章－第3節の説明は以上です。

(部会長)

事務局からの説明を踏まえて、第4章－第3節について、質問等ありますでしょうか。

(部会長)

主要な施策「幹線道路網の計画見直し」に、災害発生時の避難路や物資の輸送路という文言がありますが、直近であった警報発生時に避難が多く見受けられ、少し混乱もあったかと思うため、今回の経験を教訓に避難路などの整理を進めた方がいいと思いました。

(事務局_企画調整G)

防災関係については、町内会等に聞き取りしながら浮き彫りとなった課題をとりまとめており、避難路に関する限らず、防災担当で課題を踏まえた対策等の整理を進めているところです。

(庁内委員)

主要な施策「幹線道路網の計画見直し」については、発生時の避難するための計画見直しという意味合いではなく、災害が発生し、避難した後の物資を輸送するための幹線道路網の計画を見直すという意味合いとなります。

(部会長)

これまでの全体を通して質問等ありますでしょうか。

(部会員)

下水道事業について、第4章にないのですが、耐用年数は過ぎていないのでしょうか。

(庁内委員)

下水道は平成に入ってから整備が進められたことから、耐用年数についてはまだ過ぎていない状況となります。

(事務局_企画調整G)

第4期基本計画の体系で申し上げますと、第4章は都市機能などの部分になりますが、下水道事業は環境への影響の側面があることから、第2章に施策として位置づいています。

(部会長)

最後に、事務局より連絡事項がありますので、よろしくお願ひします。

(事務局_企画調整G)

今後のスケジュールについてですが、

第4期基本計画の各章については、これに対応した市民自治推進委員会の各部会を開催し、本日と同様に情報提供してまいります。

その後は、9月中旬から10月中旬にかけてパブリックコメントを実施し、最終調整を行ったうえで、12月の登別市議会に上程するスケジュールとなっています。

(部会長)

いまの連絡事項も含めて、最後に委員の皆さんから質問等ありますでしょうか。

【質問等なし】

これで市民自治推進委員会都市調和部会を終了いたします。